

議案第 17 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例提案理由

【町長】

議案第 17 号の提案理由を説明いたします。「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてですが、地域手当の支給割合を改正することに伴い、本条例に必要な改正をするために提案するものです。

内容につきましては、政策総務部長より説明いたしますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【政策総務部長】

ただいま、町長よりご提案申し上げました、議案第 17 号についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、職員の処遇改善の一環として、地域手当の支給割合について改正を行うものです。

それでは、資料 17 の新旧対照表をご覧ください。

第 7 条の 2 第 2 項の地域手当ですが、「100 分の 4」を「100 分の 4.5」に改めるものです。

恐れ入りますが、議案にお戻りください。

附則です。この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行させていただくものです。

以上、ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。